

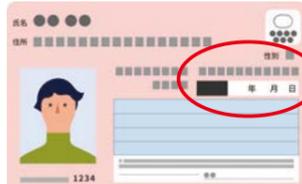
マイナンバーカードの窓口

マイナンバーカードの更新について Q&A



Q1 マイナンバーカードの更新ってなに？

A1 更新には2種類あります。
1. カードの更新 発行日から10回目の誕生日が有効期限(未成年者は5回目) 新しいカードを作成するため、オンライン申請や、郵送などで手続きが必要です。
2. 電子証明書の更新 発行日から5回目の誕生日が有効期限 役場窓口で更新手続きが必要です。



上段 カードの有効期限
下段 電子証明書の有効期限(※)
※電子証明書の有効期限欄が空欄の場合は、カードの有効期限から5年差し引いた日付が有効期限となります。

Q2 どこで有効期限を確認できる？

A2 カード表面に記載されています。

Q3 いつ更新すればいいの？

A3 更新手続きは、有効期限の3か月前からできます。ご自宅に「マイナンバーカード・電子証明書有効期限通知書」という水色の封筒が届きます。中身を確認し、更新手続きを行ってください。

Q4 電子証明書の更新を忘れたらどうなるの？

A4 電子証明書が失効し、保険証として使えなくなったり、コンビニ交付やe-Taxが利用できなくなります。令和7年3月24日から始まった運転免許証としての利用は、電子証明書が有効である必要があります。

Q5 電子証明書の更新は代理人でもできる？

A5 代理人による更新ができます。代理人は照会書兼回答書、本人のマイナンバーカード、自分の身分証明書を持参して、役場で手続きを行います。事前に役場に確認をお願いします。

マイナンバーカードのお手続き窓口

平日	9:00~12:00・13:00~16:45
毎週水曜日(延長窓口)	9:00~12:00・13:00~18:30
休日臨時交付窓口	5/25(日) ※13:00~16:00

※証明書の発行や、届出の受付はしていません。

マイナンバーカードの申請サポート、受取、更新の方はなるべく事前の電話予約をお願いします。

町民課 町民係(マイナンバー専用窓口) ☎86-4081 (受付時間 平日8:30~17:15)

将来の年金額を増やす2つの方法

① 毎月の保険料に上乗せする「付加年金制度」
国民年金保険料に月400円上乗せすることで、老齢基礎年金を一生増やす制度です。「付加年金を納めた月数×200円」が老齢基礎年金の年額に上乗せされます。

② 国民年金に上乗せする公的な年金「国民年金基金」
国民年金基金は自営業者の方などがゆとりある老後をすごせるように、自分で入る公的な個人年金です。生涯受け取れる終身年金が基本です。国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。

※付加年金と国民年金基金はどちらか一方のみの加入となります

付加年金制度に関すること 佐原年金事務所 ☎54-1442 町民課 国保年金係 ☎86-6071
国民年金基金に関すること 全国国民年金基金 ☎0120-65-4192

自動車税(種別割)は納期限までに納めましょう

自動車税(種別割)の納期限は6月2日(月)です。5月9日(金)に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、納期限までに納めましょう。

eLマークの付いた通知書は、地方税お支払いサイトからのクレジットカード払い、インターネットバンキング、ダイレクト納付による口座振替などを利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用可能です。スマホ決済アプリはeL-QR(QRコード)を読み取ることでご利用できます。

詳しくは納税通知書に同封のしおりをご覧ください。



eLマーク(エルマーク)

自動車税事務所 ☎043-243-2721
県税務課 ☎043-223-2117
香取県税事務所 ☎0478-54-1314

身体障がい者等

軽自動車税の減免があります

軽自動車(原動機付自転車などを含む)について、一定の条件に該当する場合は、軽自動車税の減免を行う制度を設けています。

この制度は、身体障がい者など1人につき、1台の軽自動車などに限られます。同一世帯で生計を一にする方が所有する軽自動車なども対象です。

※すでに自動車税の減免を受けている方は軽自動車税の減免を受けることができません。

申請期限 6月2日(月)

※口座振替をお申し込みしている方は5月20日(火)までに申請をしてください。

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

令和8年度より軽自動車税納税証明書(車検用)の郵送を廃止します

軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)運用開始に伴い、軽自動車は継続検査(車検)窓口で電子的に納税確認ができるようになりました。そのため口座振替などで納期限までに納付した方へ郵送していた納税証明書の送付を令和8年度より廃止いたします。

次の場合には、従来通り車検時に納税証明書の提示が必要となりますのでご注意ください。

- ・納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が反映されていない場合
- ・中古車の購入や名義・ナンバーの変更直後の場合
- ・車検を受ける車両に過去の未納がある場合

軽JNKSの詳細については下記二次元コードよりご確認ください。



▲軽JNKS

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

住所証明書(軽自動車登録用)が5月16日(金)で廃止となります

軽自動車の登録など手続きなどに添付する書類として発行している住所証明書ですが、証明書の発行に使用している住民基本台帳のシステムを全国統一のものへ切り替えるに伴い、5月16日(金)で廃止することになりました。

5月19日(月)以降は住所証明書に代わるものとして住民票の写し(有料)をご利用ください。

町民課 町民係 ☎86-6070

広告

信頼と実績 土地・建物 買取強化中
創業52年 売却物件募集中!

- ・建物が古くてボロボロ・荷物の整理が大変
- ・ローンが残ってる・相続したけどどうしよう...

査定無料・秘密厳守・不動産買取
お気軽にお問い合わせください!

千葉県知事(14)第4030号
井上商事株式会社 ☎0478-79-9431

公認全国宅地建物取引業協会会員
(一部千葉県香取市) 千葉県香取市北1-13-2 豊島ビル1階

神栖・鹿島セントラル
法律事務所

お気軽にご相談ください
☎0299-91-1171

弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館5階
〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号